

賃貸住宅管理業務処理準則の一部改正について

平成23年12月27日
国土交通省土地・建設産業局
不動産業課

「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号。以下「津波法」という。）が平成23年12月14日に公布され、これに伴い、「宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令」（平成23年内閣府・国土交通省令第7号（平成23年12月26日公布））において宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）を改正し、平成23年12月27日から施行することとなった。

当該改正を踏まえ、これらの条項を引用する賃貸住宅管理業務処理準則において所要の改正を行う。

改正案	現行
<p>（転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明等）</p> <p>第八条 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人とする賃貸借契約を締結しようとするときは、その賃貸借契約が成立するまでの間に、賃貸人となろうとする者に対して、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第七号から第九号まで並びに宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十六条の四の三第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項</p> <p>二～四（略）</p>	<p>（転貸の場合の賃貸人に対する賃貸借契約に関する重要事項の説明等）</p> <p>第八条 賃貸住宅管理業者は、賃貸住宅を転貸するために自らを賃借人とする賃貸借契約を締結しようとするときは、その賃貸借契約が成立するまでの間に、賃貸人となろうとする者に対して、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。</p> <p>一 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第七号から第九号まで並びに宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十六条の四の三第七号、第八号及び第十号から第十二号までに掲げる事項</p> <p>二～四（略）</p>